

平成30年8月8日
広島県災害対策本部環境整備班循環型社会課
産業廃棄物対策課

平成30年7月豪雨災害における災害廃棄物処理に係る広島県基本方針

平成30年7月豪雨災害により発生した災害廃棄物の処理にあたり、次のとおり基本方針を定める。

1 基本的考え方

次の事項に配慮しつつ、適正かつ確実な処理を実現する。

- ①『安 全』・・・ 県民の衛生環境や安全の確保を最優先とする
- ②『スピード』・・・ 被災地の早期の復興を目指し、迅速な災害廃棄物処理を行う
- ③『経 済 性』・・・ 適正な分別により処理コスト削減を図るとともに、地元企業の活用等により地域の経済的復興を促進する

2 対象とする廃棄物及び県内発生推計量

(1) 処理対象廃棄物

豪雨災害で発生した廃棄物混入土砂、流木、廃家財等、建物解体廃棄物など

(2) 県内発生推計量

約200万トン

3 処理期間（目標）

(1) 災害廃棄物の処理

平成31年12月までに処理を終えることを目標とする。

(2) 仮置場からの搬出

1次仮置場については、平成30年12月までに搬出を終えることを目標とする。

なお、供用中の学校施設等が仮置場となっているものについては、特に優先的に搬出を行い、早期の解消を目指す。

4 処理主体

(1) 廃棄物処理法の規定に基づき、市町が災害廃棄物の処理主体となる。

(2) 県は、市町が行う処理が円滑に進むよう、市町間、廃棄物処理業界、国など関係機関との広域的な調整を行う。

(3) 市町が行う処理のうち、単独での実施が困難な業務については、県が地方自治法の規定に基づき事務の委託を受け、処理を行う。

5 処理方法（基本となる処理フローは別紙参照）

(1) 総論

- 廃棄物処分場跡地や公共未利用地などの生活環境保全上の支障が少ない場所に2次仮置場を確保し、1次仮置場から災害廃棄物の集積を行うとともに、処分先への搬入に必要な選別等を行う。
- 処分は、各市町の一般廃棄物処理施設の利用を基本としつつ、公共関与廃棄物処分場を最大限利用する。併せて、産業廃棄物処理施設や県内他市町で広域的に処理を行う。

(2) 廃棄物混入土砂

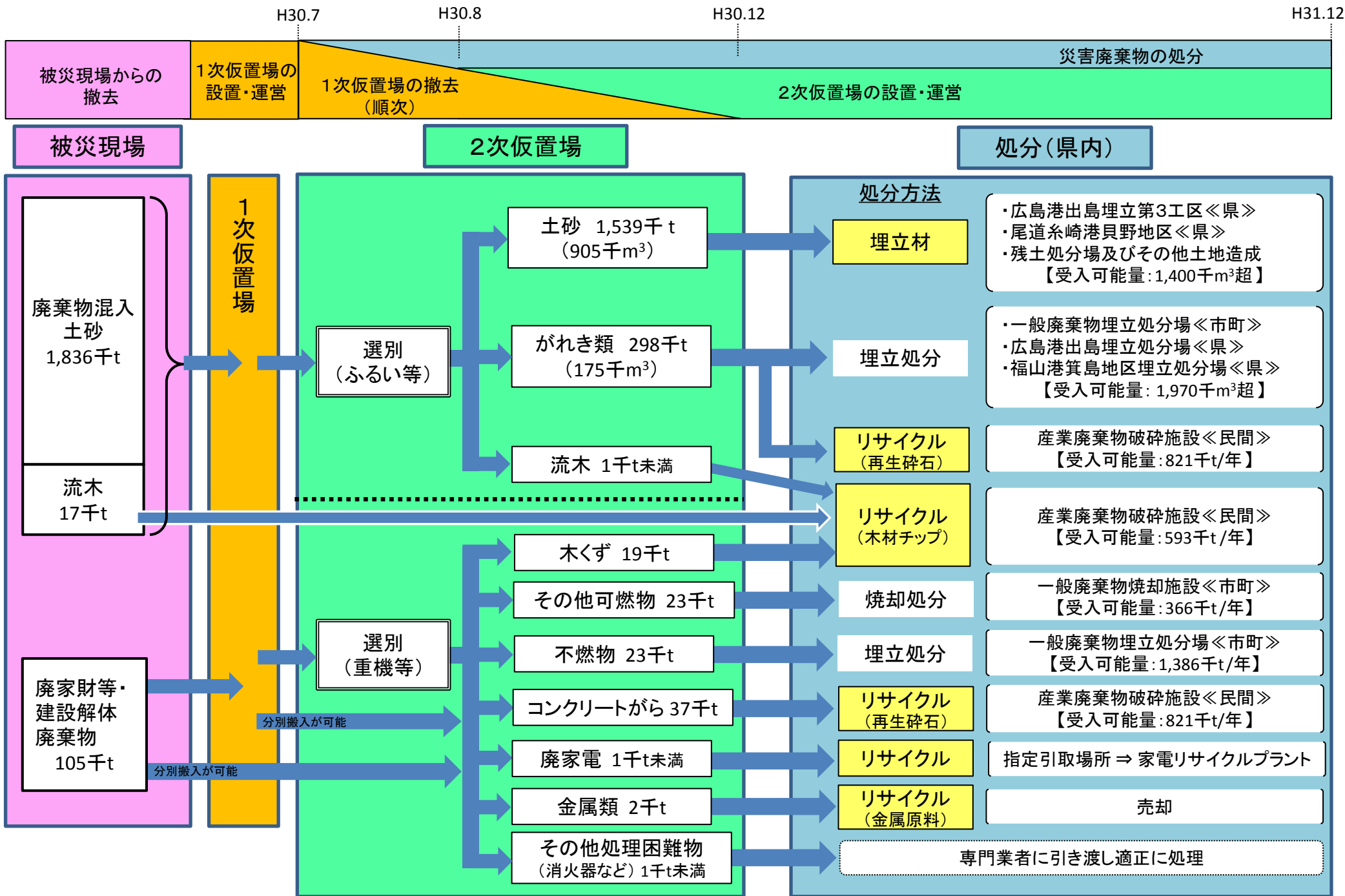
- 災害廃棄物の大部分を占める廃棄物混入土砂については、ふるい等で土砂とがれき類に選別し、県管理埋立地（土砂・廃棄物）等において、広域的な処理を行う。
- 廃棄物混入土砂についても、道路・河川等の土砂の仮置き場に搬入し、一体的に分別を行うことで、迅速な処理を進める。

(3) 廃家財等

- 廃家財等については、分別して仮置場へ搬入されたものはそのまま、分別されずに搬入された場合は、重機等で選別を行ったうえで、市町の焼却・埋立施設や産業廃棄物処理施設において処理する。
- 廃家財等が混合した状態で大量発生し、衛生環境の悪化が懸念されるなど、緊急を要する場合は、県外の産業廃棄物処理施設を活用して迅速に一括で処理する。
- 建設解体廃棄物については、可能な限り現場で分別解体を行い、リサイクル等を行う。

6 処理実行計画

県、市町はこの基本方針を踏まえ具体的な処理方法、スケジュール等を検討し、8月末までに災害廃棄物処理実行計画を策定する。



災害廃棄物の広域処理イメージ

